

岩手県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
おうしゅくクリニック	岩手郡雫石町南畑第32地割字南柵沢277番地1	平成22年7月31日
たきの内科・循環器科クリニック	花巻市大通り一丁目10番30号	〃
中谷レディースクリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	平成22年8月31日